

「自己資本の構成に関する開示」

<みずほ信託銀行>
平成25年3月末

〔連結〕 (単位:百万円、%)

項目		経過措置による 不算入額	国際様式の該 当番号
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目 (1)			
普通株式に係る株主資本の額	350,694		1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	262,874		1a
うち、利益剰余金の額	100,483		2
うち、自己株式の額()	-		1c
うち、社外流出予定額()	12,663		26
うち、上記以外に該当するものの額	-		
普通株式に係る新株予約権の額	-		1b
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	-	58,226	3
普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額	-		5
経過措置により普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	1,594		
少数株主持分等に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第6条第1項)により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	1,594		
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額(イ)	352,288		6
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目 (2)			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	-	16,562	8+9
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	-	-	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	-	16,562	9
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	143	10
繰延ヘッジ損益の額	-	1,139	11
適格引当金不足額	-	3,764	12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	1,493	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	14
前払年金費用の額	-	26,600	15
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	17
少数出資金融機関等の普通株式の額	-	8,032	18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	19
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	20
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	23
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	24
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	25
その他Tier1 資本不足額	8,087		27
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目の額(ロ)	8,087		28
普通株式等Tier1 資本			
普通株式等Tier1 資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)	344,201		29
その他Tier1 資本に係る基礎項目 (3)			
その他Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		31a
その他Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	-		31b
その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額	-		32
特別目的会社等の発行するその他Tier1 資本調達手段の額	-		
その他Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額	908		34-35
適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		33+35
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-		33
うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	-		35
経過措置によりその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	2,187		
その他の包括利益累計額に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第5条第2項)によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	2,187		
その他Tier1 資本に係る基礎項目の額(ニ)	1,279		36
その他Tier1 資本に係る調整項目			
自己保有その他Tier1 資本調達手段の額	-	-	37
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	-	-	38
少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	-	604	39
その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	-	-	40
経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	6,807		
調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第7条第2項)によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額	6,807		
Tier2 資本不足額	-		42
その他Tier1 資本に係る調整項目の額(ホ)	6,807		43
その他Tier1 資本			
その他Tier1 資本の額((ニ) - (ホ)) (ヘ)	-		44
Tier1 資本			
Tier1 資本の額((ハ) + (ヘ)) (ト)	344,201		45

[連結]

(単位:百万円、%)

項目	経過措置による 不算入額	国際様式の該 当番号
Tier2 資本に係る基礎項目 (4)		
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	-	
Tier2 資本調達手段に係る負債の額	-	46
特別目的会社等の発行するTier2 資本調達手段の額	-	
Tier2 資本に係る調整後少数株主持分等の額	213	48-49
適格旧Tier2 資本調達手段の額のうちTier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	69,040	47+49
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	69,040	47
うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社を除く。)の発行する資本調達手段の額	-	49
一般貸倒引当金Tier2 算入額及び適格引当金Tier2 算入額の合計額	212	50
うち、一般貸倒引当金Tier2 算入額	212	50a
うち、適格引当金Tier2 算入額	-	50b
経過措置によりTier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	35,921	
その他の包括利益累計額に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第5条第2項)によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	35,921	
Tier2 資本に係る基礎項目の額(チ)	105,388	51
Tier2 資本に係る調整項目		
自己保有Tier2 資本調達手段の額	-	52
意図的に保有している他の金融機関等のTier2 資本調達手段の額	-	53
少数出資金融機関等のTier2 資本調達手段の額	-	6,211
その他金融機関等のTier2 資本調達手段の額	-	55
経過措置によりTier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	2,076	
調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第7条第2項)によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額	2,076	
Tier2 資本に係る調整項目の額(リ)	2,076	57
Tier2 資本		
Tier2 資本の額((チ) - (リ)) (ヌ)	103,312	58
総自己資本		
総自己資本の額((ト) + (ヌ)) (ル)	447,514	59
リスク・アセット (5)		
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	61,677	
調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第7条第2項)によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	61,677	
リスク・アセットの額の合計額(ヲ)	2,599,645	60
連結自己資本比率		
連結普通株式等Tier1 比率((ハ) / (ヲ))	13.24%	61
連結Tier1 比率((ト) / (ヲ))	13.24%	62
連結総自己資本比率((ル) / (ヲ))	17.21%	63
調整項目に係る参考事項 (6)		
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	36,149	72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	2,396	73
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-	74
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	23,009	75
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7)		
一般貸倒引当金の額	212	76
一般貸倒引当金に係るTier2 資本算入上限額	1,079	77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	78
適格引当金に係るTier2 資本算入上限額	13,495	79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)		
適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	-	82
適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	83
適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	69,040	84
適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	7,671	85